

沿岸広域振興局長告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年3月29日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1） 路線名 岩泉平井賀普代線
 - （2） 供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村切牛105番1地先から大芦64番3地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成28年3月29日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成28年3月29日から同年5月2日まで
- 2（1） 路線名 大川松草線
 - （2） 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町大川字長田86番3地先内
 - （3） 供用開始の期日 平成28年3月29日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成28年3月29日から同年5月2日まで
- 3（1） 路線名 田野畑岩泉線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡田野畑村千丈3番14地先から三沢103番7地先まで
 - イ 下閉伊郡岩泉町岩泉字室場18番79地先から18番114地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成28年3月29日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成28年3月29日から同年5月2日まで